

令和6年度の低所得者支援及び定額減税補足給付金の受け付けが始まります

この給付金は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえて実施します。原則として、いずれの給付金も、**対象となる方には市からお知らせを送付します**ので、届いたらすぐにご確認ください。

【共通事項】

備考書類に不備がある場合や、申請が集中した場合は、支給まで予定より時間がかかる可能性あり。DV避難・離婚した方などは、要問い合わせ。必要書類や申請方法などの詳細は、公式ホームページ参照多摩市物価高騰支援給付金専用コールセンター☎0120(017)811(平日午前9時～午後6時)

1 ~ 4 いずれか1つ1回限りの支給

1 令和5年度
住民税非課税世帯
7万円給付

2 令和5年度
住民税均等割のみ課税
世帯 10万円給付

1 2 低所得者(1 ~ 4)の子育て世帯
3 4 こども1人当たり5万円給付

3 令和6年度
新たに住民税
非課税となる世帯
10万円給付

4 令和6年度
新たに住民税均等割
のみ課税となる世帯
10万円給付

5 定額減税しきれないと見込まれる方
調整給付
減税しきれなかった
差額を1万円
単位で給付

6 所得税・住民税
所得割の納税者
定額減税
1人4万円×(本人+扶養親族など)

令和5年度
1 住民税非課税世帯への給付(7万円)または2 均等割のみ課税世帯への給付(10万円)を受け取りましたか?
※受け取っていない場合でもこれらの制度の対象であった場合は今回の給付の対象外

はい 対象外

いいえ

令和6年6月3日時点の世帯の住民税の課税状況は?
①世帯全員が非課税または均等割のみ課税
※住民税を課されている他世帯の親族などに、世帯全員が扶養されている場合は②
② ①以外の方

②の方 対象外

①の方

令和6年度新たな非課税または均等割のみ課税世帯への10万円給付の対象

3 4

1 2 子どもを扶養している方はこども加算の対象
※DV避難・離婚した方などは例外規定あり
申 1 2 受給者=8月30日(金)まで、3 4 受給者=10月31日(木)まで

3 4 令和6年度に、新たに住民税非課税・均等割のみ課税世帯になった方へ

1世帯10万円

1 7万円の給付金の対象だった住民税非課税世帯・2 10万円の給付金の対象だった住民税均等割のみ課税世帯は対象外です。

対象者の方には、**7月19日(金)から順次**お知らせをお送りします。
対基準日(令和6年6月3日)に世帯全員分の住民税が(令和6年度から)新たに非課税または均等割のみ課税となっている世帯主**発送書類**支給口座等確認書または申請書**支給時期**申請後、1カ月～1カ月半程度**申請期限**9月30日(月)消印有効D1014835 詳細はこちら▶

よくある質問

Q1 令和5年度は非課税世帯で7万円の給付金をもらいました。今回の10万円ももらえますか?

A1 令和5年度に7万円または10万円の給付金の対象だった方は、今回の給付金は対象外のため受け取れません。

Q2 地方に進学した子どもが一人暮らしをしています。住民票上は同一世帯となっていますが、それぞれで給付金をもらうことができますか。

A2 住民票上の世帯が基準となるため、住民票上の世帯主のみが給付金を受け取ることができます。

1 2 上記で支給された世帯主の世帯員の中に
3 4 18歳以下の児童(単身世帯を除く)がいる方へ(こども加算)

児童一人あたり5万円

今までにこども加算の給付金の対象だった世帯は対象外です。対象の方には、7月29日(月)から順次お知らせをお送りします。

支給時期 令和6年8月末以降順次支給

上記の対象者に該当している方のうち、申請が必要な方もいます。

●お知らせが届く方

・令和6年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯への給付金の給付の対象となっている

●申請が必要な方

- ・令和6年6月4日以降に生まれた子どもを養育している
- ・別居中だが、生計同一の単身世帯の子どもを養育している
- ・DV避難のため、他自治体に住民票を残したまま多摩市に転入し、子どもを養育している
- ・令和6年6月3日以降、海外に転出している
- ・令和6年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯だが、お知らせが届いていない

申請期限 10月31日(木)D1014220 子ども・若者政策課☎(338)6851 詳細はこちら▶

詐欺に注意!

市や都・国などが、給付の手数料などとして現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、ギフトカードの購入を求めたりすることは絶対にありません。少しでも不審と思ったら、多摩市物価高騰支援給付金専用コールセンター☎0120(017)811や警察(☎110)・警察相談専用電話(☎#9110)・多摩市消費生活センター☎(337)6610にご連絡ください。